

者の登録商標について無効審判請求をしないケースとなると、さらに少ないのではないだろうか。であるから、日本商標法の第 32 条の規定は、事実上、未登録の著名商標を保護するための最終的な防御措置である。このような最終的な防護措置を必要とする未登録の著名商標は非常に稀である。」<sup>86</sup>まさに上記の理由により、中国の商標法にはこのような規定が存在しないわけであるが、著名商標の所有者にとっての影響はそれほど大きくないものと考えられる。

## 第五節 まとめと提案

企業の商標登録は、統一された全体的なブランドの発展と保護計画の下で行う必要がある。これは、単に「商標登録をすべき」という一言で片付くような問題ではない。商標の設計、登録から商標の普及、保護まで、商標の国内発展戦略から国際発展戦略まで、自身の商標の冒認出願の防止から自主的な防御性登録の実施まで、企業の業務発展と商標登録との関連付けから企業の発展のための事前準備など、企業がやらねばならない計画・実践業務は大量にある。

多くの商標の冒認出願事例において、権利者が自らの権利に対する注意が不足していることが他者による冒認出願を許してしまう主な原因のひとつとなっている。自らの適法な権利、利益の保護において、事前に備えをしておくことが事後的な対処に勝ることはいうまでもない。他者に商標の冒認出願をされた後に異議申立てや無効審判に労力を費やすくらいなら、やはり早くから中国で商標登録をしておくほうが賢明といえる。登録時期については「商品が動き出す前に、先に商標を登録する」という原則を守るべきであり、企業にとって最も好ましい冒認出願の防止措置は、他者に冒認出願をされる前に自らの商標を登録し、トラブルの発生を未然に防ぐことである。

また商標の登録において、重要なのは商標標識の設計と商品区分の選択である。しかしながら、統一されたブランドイメージを保つため、日本企業が中国で登録する商標標識は、基本的に本国で登録している商標と同一である。とはいえ、日中両国の文化的な違いを考えると、日本企業の使用する商標が英語

---

<sup>86</sup> 李明徳「中日著名商標保護比較研究」環球法律評論 2007 年第 5 期 80 頁

または日本語である場合には、新たに中国語名をつけて商標登録をすることが必要なこともある。

企業が商標登録をする目的は主に 2 つあると考えられ、ひとつは自ら使用すること、もうひとつは他者の使用を防ぐことである。自らの使用を目的とする場合、企業は商標登録時に自らの業務範囲をカバーしつつ、将来的に取り扱う可能性のある業務範囲をも考慮するべきである。他者の使用を防ぐことを目的とする場合、自らの業務範囲と類似する商品及び役務もカバーするべきである。

なお、ここでいう「類似」とは商標分類表における類似ではなく、「商標審理基準」における類似商品/役務の規定をいうので注意されたい。つまり、企業の主要製品と、機能、用途、主要原料、生産部門、販売ルート、販売場所、消費対象などにおいて同一または類似する製品とあわせてなるべく登録するべきである。商標を使用する商品及び役務の間で、用途、ユーザー、一般的な効用、消費ルート、取引習慣などの面で特定の関係がある場合も登録を検討していいだろう。

例えば、タバコ製品は第 34 類に、アルコール飲料（ビール）は第 33 類に属し、両者は類似商品には該当しない。しかしながら、俗に「タバコと酒は誰とでも分け隔てなく分け与え合う」という言葉もあるので、酒類の商品について関連商標を登録した後で、タバコ製品についても登録しておけばトラブルを未然に防ぐことができる。また、例えば第 25 類の「ネクタイ」と第 14 類の「ネクタイピン」、第 29 類の「伊勢海老（生きているものを除く）」と第 31 類の「伊勢海老（生きているものに限る）」、さらに第 20 条の「家具」と第 37 条の「家具製造」の間にはいずれも関連性がある。

総じていうと、企業は商標登録の際に、自らの製品とサービスに関連する分野をできるだけ検討し、経済的に許される範囲内で、なるべく多めに関連商標を登録しておき、より多くの保護を得られるようにするべきである。

また条件が許すのであれば、できるだけ防護標章を登録することを企業には提案したい。日本の商標法は防護標章制度について規定しているが、中国の商標法には防護商標について規定されていない。中国の司法実践においては、

著名商標であっても、他の区分で登録されれば、同じように三年間不使用を理由に取り消しとなるリスクがある。とはいえ、防護標章の登録にはまったく価値がないというわけではない。防護標章を登録する企業は多く、取り消されるのもその一部にすぎない。防護標章の登録が成功しさえすれば、商標の所有者の立場は有利なものとなり、3年以内は他者による業務範囲外の区分への登録を防ぐことができる。商標取消審判は多額のコストを要するため、大きな利益が関わらないのであれば、これを請求をしないことが多い。要するに防護標章にはリスクはあるものの、取消審判請求がなされないかぎり、比較的安定していると言える。

日本企業が商標の冒認出願を受けた場合には、法律を武器に自らの権利、利益を断固として守るべきである。訴訟手続においては、断固とした意思を持つこと、十分な証拠を揃えること、そして優秀な代理人をさがすことの3点が極めて重要である。商標の冒認出願者の中にはあたり構わず登録を試みるだけの者もいるので、権利者の抵抗にあうと、すぐに尻込みする可能性もある。しかし、中には徹底的に抵抗する冒認出願者も少なからずおり、そうなると法的手続は非常に長びくことになる。このため、日本企業も長期的作戦を備えておくことが必要である。

言うまでもなく証拠は非常に重要であり、裁判は証拠次第ともいえる。企業は商標について整理された記録管理制度を構築し、商標の制作、出願、使用及び管理など一連のプロセスで生じる保管、利用の価値がある紙ベース、音声・映像、マイクロ資料等の各種形式のファイル資料を適切に保存する必要がある。とりわけ、商標の広告宣伝と経済的利益に関する記録はできるだけ多く保存する必要がある、これらの記録は知名度を証明する際の重要な証拠として用いられる。また重要な著作権については、登記をすべきである。著作権登記証明は、所有権を証明する初歩的な証拠であり、登記日も著作物が完成した時期の重要な参考たりうる。

代理人の選択に関しては、日本の大企業の場合だとさほど困難はないだろう。これらの企業は早い時期から中国に進出し、中国の関係代理機関とも早くから堅い協力関係を築いている。しかしながら、日本の一部の中小企業は、中

国の弁護士や代理機関に詳しくない可能性もある。これについては、日本貿易振興機構（JETRO）の中国駐在事務所が多く中国弁護士事務所及び知的財産権代理機関（特許事務所）と関係を築いているので相談することが可能である。